

政令市における議会基本条例の規定状況

川崎市 (平成21年6月23日施行)	さいたま市 (平成21年12月24日施行)	名古屋市 (平成22年3月29日施行)	広島市 (平成22年12月20日施行)	新潟市 (平成23年4月1日施行)	北九州市 (平成23年10月1日施行)
<p>(前文)</p> <p>日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、市議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担っている。</p> <p>行政需要が増大する今日、本市では、地方分権時代における自律的な自治運営を支えるため行政能力を更に強化することに加え、大都市が抱える諸課題に対してより的確に対応することが必要となっており、本市の議事機関である市議会の役割がますます重要となっている。</p> <p>こうした中、議員は、市民の負託にこたえとともに、開かれた場での議論によって議会の透明性を確保しつつ本市の諸課題を解決するため、積極的に活動することが求められている。</p> <p>また、市議会そして議員が期待される役割を果たしていくためには、従来の考えや活動にとどまることなく、自ら議会改革を進めていくとともに、地方公共団体の議会の権限を更に強化していくこと、そして議会の構成員である議員の役割と身分上の位置付けの明確化を図ることが必要となっている。</p> <p>市議会では、これまでの議会改革</p>	<p>(前文)</p> <p>さいたま市議会は、指定都市の議会として、市民の多様かつ広範な意見を把握し、市の意思や政策に適切に反映させていく使命を担っている。</p> <p>議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関に対して抑制と均衡の関係にあり、その自主と自立の実現が不可欠である。真の分権社会を実現し、市民を取り巻く多くの課題を解決するためには、それらに的確に対応できる自治立法権、自治行政権及び自治財政権を備えた「地方政府」の確立が必要である。</p> <p>よって、さいたま市議会は、市の意思を決定する機関として、日本国憲法で保障する主権在民の原理と、直接選挙により選ばれた民主的正当性に基づき、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などを強化し、揺るぎない地方政府を確立することを通じ、市民福祉の向上と市の健全な発展を実現することを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>(前文)</p> <p>私たち名古屋市会は、選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要である。憲法は、地方自治体の制度として、それぞれ直接選挙で選ばれた議員からなる議会と市長とによる二元代表制をとっており、議会と市長とは、相互に独立対等な立場で、緊張関係を保ちながら、市政を運営していく仕組みとなっている。</p> <p>すなわち、議会は、市の方針等を決定し、市の仕事が適切に行われているかをチェックし、一方、市長は、行政の執行責任者として、市の施策を実施し、両者がそれぞれ適切に役割を果たすことで、よりよい市政を実現していくことが期待されている。</p> <p>近年、地域のことは地域が決めるという住民による行政を実現する地方主権への転換が進められていく中、名古屋市政をより市民の視点に立ったものとしていくためには、市民に身近な存在であり、多様な意見を反映することができる議会のさらなる充実・強化が求められている。</p> <p>そこで、私たち名古屋市会は、活動理念を明らかにし、本市の住民自治と民主主義を発展させ、市民生活の向上を図るため、自ら抜本的な議会改革に取り組み、市民の声を聴き、市民の視点から政策立</p>	<p>(前文)</p> <p>昭和20年8月6日、人類史上最初の原子爆弾によって壊滅的な打撃を受けた本市は、廃墟の中から、堪え難い悲しみと苦しみを乗り越えて復興に立ち上がった。昭和24年には、日本国憲法第95条の規定に基づく特別法として、全国で初めて行われた住民投票により市民の圧倒的多数の賛成をもって広島平和記念都市建設法が制定され、市民の英知とたゆまぬ努力、国内外からの温かい援助などにより、本市はめざましい復興・発展を遂げていった。</p> <p>本市議会は、そうした歴史の上に立ち、今日をつくり上げてきた先人の意思を継承し、恒久平和の象徴としての平和記念都市広島の建設に努めるとともに、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を全世界に強く訴え続けてきた。また、本市議会は、社会や市民の要請に的確に対応した都市づくりを進めるため、議会の有する権限を適切に行使しながら、市民の代表として、その意思を的確に市政に反映させることを目的として活動を行ってきたところである。</p> <p>平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行後、地方分権改革が進められ、地方公共団体の役割や責任が拡大する中であって、二</p>	<p>(前文)</p> <p>日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員により構成される議事機関であり、意思決定機関としての役割を担っています。</p> <p>自治体の自主的な決定と責任が拡大した今日、議会が地域における住民自治の発展と市民福祉の向上のために果たすべき役割は、ますます大きくなっています。地方自治を推し進めるためには、主権者である市民と自治体が信頼関係を築き、協働の精神をはぐくむことが不可欠であり、市民の議会への参画の保障等、議会に対する市民の権利を明確にする必要があります。</p> <p>議会は、その持てる立法機能、監視機能、調査機能、政策形成機能等の権能を十分に駆使し、自由かつ達な議論と討論を通して、市長等が行う計画等の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を広く市民に明らかにするとともに、最良の決定を導き出さなければなりません。</p> <p>新潟市は、多様な暮らしや個性的な歴史ある文化を持つ近隣市町村が合併し、都市と農村が共存する政令指定都市となりました。大都市としての課題を抱えると同時に、各区及び各地域にはそれぞれ</p>	<p>(前文)</p> <p>日本国憲法においては、地方自治体にはその議事機関として議会が設置されることや、議会の議員と執行機関である地方自治体の長はそれぞれの選挙を通じて主権者から信任を得て、その役割を果たす二元代表制をとることが規定されている。</p> <p>この二つの代表機関は、相互に独立・対等の立場で、互いを尊重し、それぞれ適切にその役割を果たすことが求められている。</p> <p>国と地方の関係に大きな変化が生じ、議会に対する市民の関心も高まりを見せるなか、北九州市議会においても市民との協働による開かれた議会の実現を目指すことが求められている。</p> <p>よって、北九州市議会は、市民への責任を果たすため、議会や議員の役割及び活動原則、議会と執行機関との関係及び議会と市民との関係等を明らかにし、市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。</p>

川崎市 (平成21年6月23日施行)	さいたま市 (平成21年12月24日施行)	名古屋市 (平成22年3月29日施行)	広島市 (平成22年12月20日施行)	新潟市 (平成23年4月1日施行)	北九州市 (平成23年10月1日施行)
<p>を更に進め、より一層市民に開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにし、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定するものである。</p>		<p>案、政策提言できる議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>元代表制の下で、地方議会が果たすべき役割や責務は増大している。</p> <p>そうした中で、本市議会が、今まで以上にその役割と責務を果たしていくためには、これまでの活動を更に推し進めるとともに、議会の機能強化や改革に取り組み、より一層、市民に信頼される議会を構築することが求められている。</p> <p>このような認識の下、本市議会は、議会の基本理念及び基本方針を定め、議会及び議員の活動原則等を明らかにし、市民の負託に全力でこたえることを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>の諸課題があります。議会は、これらの課題について市民の意見を聴取し、広い識見に基づいて市政に反映させていく責務があります。</p> <p>よって議会は、このような役割と責務を自覚し、市民の負託にこたえていくため、市民に信頼され市民に開かれた議会を実現し、本市における民主主義と地方自治を進展させ、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定します。</p>	

川崎市 (平成21年6月23日施行)	さいたま市 (平成21年12月24日施行)	名古屋市 (平成22年3月29日施行)	広島市 (平成22年12月20日施行)	新潟市 (平成23年4月1日施行)	北九州市 (平成23年10月1日施行)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、さいたま市議会（以下「議会」という。）及びさいたま市議会議員（以下「議員」という。）の責務、活動の原則、組織、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係等について明らかにするとともに、自主的かつ自律的な議会運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の使命を果たすことにより、市民福祉の向上と市の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例（以下「議会基本条例」という。）は、地方自治の本旨に基づき、市民の代表としての議会及び議員の活動の充実と活性化のために必要な基本的事項を定めることにより、市長及び議員がともに市民により選出される二元代表制の下での議会と議員の役割を明らかにするとともに、市民に開かれ、市民に身近で存在感のある議会を作り上げることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市議会（以下「議会」という。）の基本理念及び基本方針を定め、議会及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確にこたえ、もって市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会に関する基本となる事項を定め、議会の役割と責務を果たし、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治及び二元代表制の趣旨に基づき、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民との協働による開かれた議会の実現を図り、もって市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを目的とする。</p>